

一般社団法人千葉県社会福祉士会
講師料等支払規程

規程第 14 号
平成 24 年 10 月 28 日制定
最新改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という）が主催する研修事業等において、講演、講義等を行う講師に対する講師料、その他の謝金についての基本的な基準を定めることを目的とする。

(講師料の支給額)

第 2 条 講師料は、別表 1 のとおり支給するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、これによりがたい場合は、講師の職歴・実績・著名度等を勘案し、別表 1 の金額の 2 倍の範囲内で支給することができる。その場合には本会理事会にはかり、決定するものとする。
- 3 本会の正会員が講演、講義等を行った場合の講師料は、講師を招聘しようとする担当理事（以下「担当理事」という。）が必要と判断した場合、講師の同意を得て講師料を減額することができる。

(講師料の支払方法)

第 3 条 講師料の支払に当たっては、講師の所得税分を源泉徴収した上で、その残額を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、講師が法人として講師料を受領する場合は、源泉徴収は行わない。

(講師の旅費)

第 4 条 講師の旅費は、原則として、最も合理的な順路によって要する交通費の実費を支給する。

- 2 講師の宿泊費については、担当理事が必要と判断した場合に、実費を支給することができる。
- 3 講師がやむをえない事情によりタクシーを利用した場合は、担当理事の承認を得て、タクシー利用料金の実費を加算するものとする。

(その他の謝金)

第 5 条 その他の謝金については、この規程にかかわらず、これによりがたい場合は、本会理事会にはかり、決定するものとする。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるほか、必要なことは、理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 7 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

(別表 1) 講師等謝金基準

区分	金額（源泉徴収代込）
1 時間までの講義	10,000円
1 時間を超える講義	30分ごとに5,000円を 加算する